

「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」の一部改正について

〔平成19年6月22日
閣議決定〕

「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定）について、この度、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）において、必要な措置を講ずることとしたことを踏まえ、次のように改正し、各府省はこれに伴う措置について、平成19年度中の可能な限り早期に実施するものとする。

1（2）に次のように加える。

- ③ 当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限するものであって、本手続の趣旨にかんがみて対象とすべきものと判断される場合

2③中「照会者名並びに照会及び回答内容」を「照会及び回答内容」に改め、同項中「なお、各府省は、上記②において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠を明示すること」の次に「や、照会対象法令（条項）の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合に照会者名の公表の同意があること」を加える。

4の表題及び本文中「照会者名並びに照会及び回答内容」を「照会及び回答内容」に改め、同項（1）中「これをそのまま公表するものとする。」の次に「また、照会者の同意がある場合は照会者名を公表することができる。」を加え、同項（2）中「30日以内に公表するものとする。」の次に「ただし、照会者が公表の延期を希望した場合は、30日を超えてから公表することができる（具体的な延期期間は照会者の求めを踏まえて各府省が定める。）。」を加える。

「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>行政機関による法令適用事前確認手続の導入について</p> <p style="text-align: center;">〔平成13年3月27日閣議決定 平成16年3月19日一部改正 平成19年6月22日一部改正〕</p> <p>1 対象</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対象法令(条項)の範囲 本指針の対象は、上記(1)に掲げる法令の条項のうち、次のいずれかに該当するものであって、民間企業等の事業活動に係るものとする。ただし、地方公共団体が処理する事務(法定受託事務及び自治事務)に係るものは対象としない。</p> <p>① 当該条項が申請(行政手続法(平成5年11月12日法律第88号)第2条第3号にいう申請をいう。)に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合</p> <p>② 当該条項が不利益処分(行政手続法第2条第4号に定める不利益処分をいう。)の根拠を定めるものである場合</p> <p>③ <u>当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限するものであって、本手続の趣旨にかんがみて対象とすべきものと判断される場合</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 照会</p>	<p>行政機関による法令適用事前確認手続の導入について</p> <p style="text-align: center;">〔平成13年3月27日閣議決定 平成16年3月19日一部改正〕</p> <p>1 対象</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対象法令(条項)の範囲 本指針の対象は、上記(1)に掲げる法令の条項のうち、次のいずれかに該当するものであって、民間企業等の事業活動に係るものとする。ただし、地方公共団体が処理する事務(法定受託事務及び自治事務)に係るものは対象としない。</p> <p>① 当該条項が申請(行政手続法(平成5年11月12日法律第88号)第2条第3号にいう申請をいう。)に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合</p> <p>② 当該条項が不利益処分(行政手続法第2条第4号に定める不利益処分をいう。)の根拠を定めるものである場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 照会</p>

<p>(略)</p> <p>③ <u>照会及び回答内容が公表されることに同意していること。</u></p> <p>なお、各府省は、上記②において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠を明示することや、<u>照会対象法令（条項）の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合に照会者名の公表の同意があること等</u>の要件を合理的かつ必要な範囲内で細則において付加することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>照会及び回答内容の公表</u></p> <p>(1) 公表内容</p> <p><u>照会及び回答内容は、原則として、これをそのまま公表するものとする。また、照会者の同意がある場合は照会者名を公表することができる。</u></p> <p>ただし、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に定める不開示事由に該当しうる情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。</p> <p>(2) 公表時期</p> <p><u>照会及び回答内容は、原則として回答を行ってから30日以内に公表するものとする。ただし、照会者が公表の延期を希望した場合は、30日を超えてから公表することができる（具体的な延期期間は照会者の求めを踏まえて各府省が定める。）。</u></p> <p>5～7 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>③ <u>照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意していること。</u></p> <p>なお、各府省は、上記②において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠を明示すること等の要件を合理的かつ必要な範囲内で細則において付加することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>照会者名並びに照会及び回答内容の公表</u></p> <p>(1) 公表内容</p> <p><u>照会者名並びに照会及び回答内容は、原則として、これをそのまま公表するものとする。</u></p> <p>ただし、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に定める不開示事由に該当しうる情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。</p> <p>(2) 公表時期</p> <p><u>照会者名並びに照会及び回答内容は、原則として回答を行ってから30日以内に公表するものとする。</u></p> <p>5～7 (略)</p>
--	---